

審査基準及び標準処理期間

平成28年4月1日作成

法令等名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第13条第4項
処分の概要	運送事業用自動車 が運送事業用自動車 でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）	警察署長
法令等の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律 第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第8条（保管場所標章の再交付）
審査基準	
標準処理期間	1日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	自動車の保管場所（駐車場）の位置を管轄する警察署交通課交通総務係
問い合わせ先	交通部駐車管理課管理第二係（電話06-6943-1234 内線52682）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。